百人一首古説巻六

文屋康秀

吹からに秋の草木しなるれば
むべ山風をあらしといふらん

古今集秋下　光貞朝臣の家の
歌合のうた

秋の来ぬるかぜの吹きてはなれぬ草木の

志かとそこふいるまに山風の名也
荒〳〵しいとるぞりなさる事よざり
りとも也

○はつ山 新撰万葉ふる 歩吹丹
秋之草木之芒折禮者郁子
山風緒荒芒成縊とかり
大今六帖よハ方二の句なべて草本の

とかり古今集よハかきの草花
也とかり
今梅よ秋のかりふ志ときんり
ぬ〳〵とのこかりんも偏ふなべて也
乃こかりんと世ぬいつとるさ〳〵で
ハ荒涼也 ふる古今集よ秋花
草本とかりと西義とこ

○あるこの自筆の古今集九秋の一巻を
親友村田春道の見せしふに是貞
のこゝろの歌の京合よりあるを
文屋のやすひで
ふくからふかきのくさ木のしおるまい
むしふるを秋かぜにこそあなりけり
志賀のあまのしほやくけぶりとおもへども
云しる俤なれとて歌句なし
てふんとなるもなを歌の詞つゝ
しかはかの歌も俤なる歌し
ゝとしは俤なも胡蝶とみるべし
こゝるこゝろ海ふかくへし
○志をるまゝ歌を今ハ志ゝるまゝ
ハと書て塩しゝるゝものは

なり（まづ考るまゝにその義をとかん）

右乃新撰万葉集ハ昔所書（所の仮名古本なり）

（辛禮と書や）

梅花雪尓之辛禮氐と書り

古事記ハ八塩折之紐刀或ハ八之

辛利乃酒と有ハ数廻絞まるなり

阿以宇恵遠の遠と婆昆蜂倍謀

の謀と活潤却て相通ふ仮名づかひ

なるまゝ考るに万葉の義歟

歟也斎宮寮頃之注と塩釜ハ

ゆゑなどハ同りの如くして別義

のむべハ万葉集のまゝ宇倍鳥米

なと書て諸宜本の中の義ハて

考へもとゝ云ふ

御ふ新撰万葉ふさ、ふ郁あと
書右よりあとうまもむ一と
見へ和名抄郁子右棣和名牟閑今按郁宜作棣云云 和名の年字ふ万葉に
梅のふ枝十首字米鳥梅なりぐ
云ふる中よ今の印本よ一百漢て
年米ともいふる歌て見も字ふる

と漢もふ字ふ字へけきど右新の葉
第代保よるふけ法通音ふてむ
といいふんとで見ふ弘仁以下
拾ての河乃和よなりてちふとも
てもといふめくるれいこれとも梅ふ宛ふ
ふの歌秀抄
告字萬字波良
と云
古今集の梅の名も
うめとくるうるなうめとと

[illegible]

○かりしい和名抄ニ嵐山下出風也
和名抄良之 らまし山のくまなとより多吹
山氣瘴嵐なるら故ニ萬葉ニ

澎ニ暑出せる所ニ山阿とも山下
ヤマノアラシ ヤマノモト
ともかき書てかりしとあり山下より
イヲル
おろしかぜ風とよめるなるかの
しかなるしるやあこおろしふ
ちてもしも風の吉凶あしい
なりされと色いとのとをはて
乃こはかりふいそまてなくこの

山風をあらしといふよりまぎらはしき事あれ共とるまじ荒きと云名のうへにといふのこと也

堀河院百首に嵐と称する人多きなれども山風と云ふ事なりてあへて萬葉ふかき嵐とあるとあらしと洲を〳〵きわけたるとあらしは山風山嵐はみるふけ共名とこそ事葉のたをやめしきなれなく秋はきはいはゆる嵐洲と起るよりしらべて樊をこのるまにまに勇猛をとりて秋の物とも人〳〵きるこそ是なる秋とつゝ洲の行秋と思ふべきなるべしとぶふはまことにもこれなり

譜

文屋真人ハ姓氏録ニ天武天皇皇子二品長親王之後也とい一り今の京ニ長屋王とゝ云ハ誤なり是ハ續日本紀ニ左大臣ニて誤及して罪せらるゝ事なり二品ニなり給ひしなり

康秀の歌ハ先祖の見古今集ニ

冬河原と云へり

○歌仲云古今集春上に二條后

ゆゑ春宮の御息所とゆかりあり
りるゆゑ[illegible]の事とりり二條
院の貞観八年十月為女御元慶
元年立后なりれ以の事とりしく
貞観十年清和帝生まる十一年陽成
院位に即の宮此貞観八仁和
天皇皇子二の皇子也宮仕の法七

八十歳まで奴ぬ[illegible]と皆万
序を考ふ寛平御時序六年と行ひ后
宮宴会の所を撰ばるゝ事なる
ばかり入さりしかの所の方胡蝶と
今こゝ此なきに見も胡蝶なる
出遊れるゆゑ梅ゆ見くしく
考ふりの友兼物とゝ人京ふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大江千里

月見れば千々に物こそ悲しけれ
我身ひとつの秋にはあらねど

[illegible]

[illegible]

[illegible]

なるこをいかにかこんちこれをも
と也用ゆるとなるべしとあるは
の多きとなり
○こゝにいふ辞は物をいふ事なり
とり見ていふなるべし或説に
白居易が秋興詩に秋来只為
一人長といふを引たれども大江氏は

儒家にて孫子を白氏文集を
賞せしは心なるべしつけるなり
古今集同詞に
我為に来る秋にしもあらねども
虫の声きけば悲しき
○ちゝを千の一字に別て九の数に
つゝを添て通してをるなり

ゑとつ二つことちらとちの影わり
俗よ子ことと書ハ古川よ申ゆ

譜

大江朝臣、續日本紀、光仁天皇元年
遠江介従五位下土師宿禰道長等
一十五人言土師之先出天穂日命

十四世孫野見宿禰云云望請因
居地名改土師以為菅原姓
勅依請許之云云延暦九年十二月
勅外従五位下菅原宿禰道長
秋篠宿禰安人等並賜姓朝臣
又正六位上土師宿禰諸人等賜
大枝朝臣其土師氏總有四腹

中宮母家者（桓武外祖母）是乍受腹也故
乍受腹者賜大枝朝臣（按諸陵式大枝陵山城国乙訓郡と所見あれども此はもとの地名なり）自餘三腹者是
従秋篠朝臣或属菅原朝臣
矣云云
或説又菅原高仲土師菅子呂改
之姓為大枝朝臣と所見はあり

さて大枝朝臣の事人名辞書に
上表して大江と改らる
○千里の一ハ拾芥抄云参議音人男
兵部大丞作者部類云延喜三年
兵部大丞とはまてらハ行よりて出る
事未詳　大江匡衡の塾田宮
事記　文（朝野群載）に大江の匡りの傳を

書て始祖左衛門督音人と申めき
名の文字のかはるもわうさ就まは
伝るへし　却説音人公は平の行平卿の[illegible]
右枝氏とかふるもしるや　却人公は[illegible]
[illegible]今陳の院[illegible]
なきをかはつるし　三代実録中[illegible]
冬之後位之信仕[illegible]
考ふわたし

菅家

さくらはなさくらはなとうたへしは
[illegible]
[illegible]
古今集　羇旅　朱雀院素良
おもしまいるはつ[illegible]
○この朱雀院は　寛平　上皇也
[illegible]
[illegible]
上皇[illegible]御世

なくなるといい御所の名を下也於泉殿
以下の御歌乃仮名おのおのまろ(うつし)
○なるよおしまし(ら)るとハから(所)所
せるせるかとゝ(ゝ)ん之集中を新ふし
所要をおもしまとゝ(ゝ)ふとゝ(ゝ)ふ
○もゝ(百)山いつ万葉ふ集巻之五 長屋
王往馬ヲ寧楽山ニ作歌へ佐保過而

寧楽乃手登尓置幣者妹辛目不
離相見染跡衣

この歌なるゝふ(ゝ)もゝ(百)とゝふ和歌
と和ゝしかり万葉第六ニ坂上
ゝもゝ(百)の山とゝふ名乃ゝ(ゝ)ゝ(ゝ)ゝ(ゝ)
ハゝふ(ゝ)の新の時ふ(ゝ)ゝ坂の上まて旅
ゝく人と送り上旅ゝ人をこ

たしめて八月にてはきは坂乃
頂上と月ノ四の山とも云ふ
は神もおはしるとよ歌久旦国集
巻之五
加思故義等能良受安里志乎美故思
畏而 越
治能多武氣尓多知豆伊毛我名
向 路 ッテ 焼之 名
能里都 こまと合せくなりて

いつこまも旅行の人行く山の上なれば
小高ハ八四にてつゞかうんとを
行ものてるるおとなきハそこをゆて
だむけとつくるて俗よ山のたうげと
つくるは八四の名使なるとて野神
もいつり 嶽の手岡ハ東大寺の門ヨ行りと或説
ヨハ山り忘くハ伊の時祝の説なるとて
は御幸ハ 昌泰元年十月宮瀧御幸

の次てゝ桜洋丑任吉演（フミニンエ）も臨書
せさせゝ　こゝ陸行のうゆかる
一一素性法師を同よいづ百
神ときゝ　なゝとゝとしも世度
辛ふてい公や等供奉のゝとゝ日本
紀畧抜墨畧記号ふゝ素性
乃住年のうゆいせんゝ志るせり

○ひさしい境の亀役なまい私の
ぬさい元とり奥せ（ば）郎さ山芸
紅葉の深いよきぬき代也五ふ
神のものを神乃きゝゝ百ふ
きゝとゝぬさゝとり行（ゞと白也）
いふ人も仏ゝど元いぬさゝとり行
ゝゝ百るこひてさゝてゝ百

紅葉のすゑさこそとゞめんなり　後撰集
俊成卿
わけ侵ぬ山ぢのつゆはけなるとてゆくらん
みよの佛よりあれまろ　續後撰秋下
紅葉をとゝめんとしもとゝのきんとゝ
山ぢ　後撰　ちるらんはさこそ旅とゝのゝ
後撰集よ　男の旅ゝりて来て今
なんまて来つきゝあるとゝ　ゝ
あるゝ返ゝ
業平さび　伊勢物語
でうもゝゝうゝん
のぬさも　ゝ
おゝ　ゝ
ゝ　ぬさ

天なるべしすべかるべき万葉なるべし
旅行の文もまた重ねきなどよりは
はるか旅行よりこゝろふかきりあ
袋に入てとゝるをさる（き和く
りおちゝ）ゆゑ行とゝ
○ゆゑ神ゝ和名抄云 道祖風
俗通云 共工氏之子好遠遊故

其死後以為祖（和名佐倍乃加美）又云道神唐
韻曰傷音觴（和名太無久乃加美）道上祭一云
道神也又巻之集
おほなむちの神云〻 記ハ古事記
日本紀ちるよいさあきのうら出雲国
ゆゑ名ひてなれる神とは名ちもの
神とゝ出雲をとてゝ

神をちまきの神といふ先のハ相たね
節なしハ大人集ゑ下の節ハ乃
とつけさる先ハちまきの神ハ物
ゑ(ヲ)弾るまハ戎(ヒキ)蒙(モ)の神とも
いふやハ或ハ武技とかけ
ゆくなきら神をハくなとハ
神といふ三きらの神とハの神ふて

帰ち旅路ゑ向さらハ此神や
花の和名抄ゑいふ呉王のおとゑ
伝ハ日知ち神名ゑ伝さくハ
用なし
○ちにくハちの相ハ三ゑとハ通
ゑて一乃義ゑ随の一字をも用又
ハ高ハ書ハいひてゆけハ高ハまたと
ふ義ゑ高ハ書ハ

[illegible]

譜

菅原朝臣ハ大枝ノ朝臣ト云ヒ
[illegible]ノ父参議従三位是善卿也
菅相丞 諱ハ道真 字ハ三貞 觀
十二年對策及第 字多帝侍讀

昌泰二年右大臣 四年正月廿五日為
太宰權帥 坐ノ事也 延喜三年
二月廿五日丙申 従三位太宰權帥菅原
朝臣薨 於西府 云々 是三代実録
及日本紀略 扶桑略記 等略文
也 [illegible] 乃ち出ル所 [illegible]
[illegible] 皇祖天神上一人 [illegible]事を

宗こゝにて九の位又違ひて書る
物なれいとゝ見侍らを侍るとゝ
猶大政大臣とゝ書侍るべきなり
（長暦二年三月菅原猶尤大臣と菅原ふより贈太政大臣と記ふる也）
又古今集に
菅原朝臣と云きこゝろも例なき
事なり〳〵見ハ勅撰おきハこと
ときなれせ〳〵きてゝやいとて撰ち

乃私ハ云へ〳〵ぬハ人ゝとハおもふ也
桜枝桑畧記云延喜三年四月廿日最
右大臣菅原朝臣詔賜本職兼
増一階昌泰四年正月廿五日宣命
令焼却之勅號大宮天神一日
延喜元年閏四月十一日贈左大臣
位云云延喜三年中務よりしるせ

因文年代撰之新古大臣と云（きを
勅許せらるゝとい（ふ）いまゝかとなき
ことゝて物ことけぬるゝもの（
なきハ大臣の書法ゝりハ右ける
大納言の書法ゝりハ上げて言なる
ものゝ出きしなるべし（公式令の
法ゝ下（シタ）へ（ゝ）ゝ下ふハ右大臣及新古

大納言 添新古なと出ゝ事ハ伝聞と
家書乃伝ハ書ものとふ伝るゝ
民姓のこと出ゝ事ハ例なけきハ

三條右大臣

名にしおはゞ桐坂山乃さねつゝ
人ふ志ゝれぐゝるよしもう乃
後撰集恋　とんなめもとよりる
女のもとよりゝ桐ゝひいねてゝ
人ゝたゝまゝとして神乃
ゝゝゝゝゝゝゝゝ

○爰ハ万葉ハ名ハ尾と付る
ゝゝゝて桐坂のゝふさゝつゝの
さ寝ゝつゝハゝるとゝふ語を
付ハいゝゝゝその名ゝ事を
尾てゝゝゝゝ
さねゝつゝさ寝とゝいゝ
さゝ　ハゝの意とゝふ付ハ後世の

おと

○さるぬるゝハ和名抄云五味佐禰加豆良
皮肉骨酸核中辛苦都有
鹹味故名五味うれを武人は
他物なりとゝ(とも古支紀中巻に
大山守命宇治稚郎子と宮せん
とて死る時宇治川の渡りの船ゝ

簀椅をおき佐那葛の根と蓍て
ゝ汁の滑らかなる物なめりを
簀椅を大山守命の踏バ仆ぬべく
設め(ゝとて川へ入るもしらぬゝと椅
けづりて用るふなあるゝ故けり
ゝゝ異の殊のめくなる有ふ萬葉
巻二ゝ真玉葛ゝゝ出るなと

右の文味ふ違ふへうこと又百ふ文冬墓
都良と行るとも仙笑ハさねづと刑こと墓い書記つ込
ひる都良のふとてこるもとともかりしへ旦古今六帖ふ
ものきつこて右の百ふ比ふ入
こまいよくふの内なり

○或説ふ百性集ふ

百ふ乃こなりしは昆のさねづく人
ものこしてくまわりをとふ家と
りてけるようもくるくりふ

ものを義ふては女をとゞ内ふする
ようをとるこいこと一り今桜
ふ拾遺集に女のもふまりあに
ふくうりねとのこいひりれば
つまとるさおひ思ふのさねづく
ものくるとこいこと一り見は
あるはふよいひ世こうつけふ

ちまくちるあかきいまの花集さ
かよたづむへうらに今も有らんを
せんで安くるしきわ社ばの万葉
巻七 寄玉

遠近(ヲチコチノ)磯中(イソナカナル)在白玉(シラタマヒトニシラセス)人不知見(シルヨ)
依賜(シモカナ)

譜

父ハ内大臣高藤公勝ニ三條右大臣
定方公延長二年正月大納言より
任ニ右大臣兼平二年八月薨日本紀略
授位記等

貞信公

小倉山峯たちしのぶこころには
今一度のみゆきまちかん

拾遺集雜秋　亭子院寛平法皇

大井川に御幸　今上延喜帝

ちはやぶる神代もきかぬ紅葉の錦
かけてけりとは

御幸せんとて　拾遺集に第一條に大和物語に大きにちがひて格別なる
者とまとめ出げの安信
ふかくいる延喜の年月
御幸の御てふことをなしなかるる
世せのふかるる
海をわたる
○非情の物もかんかなしいかなる

この君をぞ見上皇の勅なりて
今上は行幸もなかりしなど紀貫之
よりてかくしけるきるべし人々
志をもちて行幸とも御出
まさしきもあり過つの
拙なりおのれ今は示すべく
侍なり長谷寺は右房雄

り人でとりて
茅渟山きぐのそみちをんなりにまれ
乃ゆきぬ後の人くまて見ると
で隠しるれとまて唯同し所也
萬葉第九 献舎人皇子歌
春山者散過去鞆三輪山者未
合君待勝尓

長今集雜

なくなりと名を於てきさくら花
としふまきあらん人も行りり

譜

父大爰大臣昭宣公基也貞信公忠平
八延喜九年九月權中納言にて

右近大將をうけ（公卿補任 一代要記）同十四年八月
大納言より右大臣に任延長二年正月
左大臣（四十九）同八年八月摂政（五年）兼平
六年八月大爰大臣摂政如元（五年七）天慶三年
十月関白天暦三年八月薨（七十）贈
正一位諡貞位公封信濃國（日本紀略 略記等所見）

大井川行幸御幸之考

顕昭古今注云清輔朝臣皇西川の注也此御幸に加賀之假名序者、

延喜七年九月十日也（按日本紀略云々）法皇

主上相共、臨幸云々件九月詠和歌

云々、又大井川行幸左近陳記云者

延長四年十月十九日也相違之條不

審但件記無和歌事若大井川

行幸有二度歟皇代記者一度也

今按ずるに法皇と延喜七年と西度ありしかば法皇と主上相共に臨幸ありて列ぬる歌ども御女の度にこれを載せ侍りしなり

○同抄顕昭云件日九首歌

秋の水ながれ　秋の山もみち　かぜふきて

御幸の業　嵐渡る　桂山の　峰の時雨

旅の一ふしなく　なめ川より　江の松原より
作者いまだ　知　見別伊平
号須恵　入須
○大井川行幸　和歌序。　大今著　同集　云々
ちぐ君の御代　九月の九日と　いひ
ぬきて　菊と　のひ　行幸
おほきみの　とて　志の浦より

御舟　ひしてを　夜　乃
山　ふと　江　の　歌　の　浦
○見別集　江の松原より　大井川行幸
川の入江の松原　ふきこしの　とて
歌集　大井川行幸　右歌　詠　と
くふとやうれてきくのを　ひの文の　行幸　れる
井川　行幸　て　人　と　ひ

[illegible]

[illegible]

の大鏡より大井川御幸を作りしに、

[illegible]

[illegible]

[illegible]

なるとてせ記又記とり古今集乃き
法皇と申るハ誤なるべし中ゝ
はきて日本紀略又延喜七年九月廿日
大井川行幸と乃り是今日ハ勿論行幸
紀ハ古今集ハ今上と乃天皇と乃
有りらんを例の後人ハ記しるかく
法皇と云乃へしるなり

右法師朝臣の卒ハ
ゆきハ延喜七年乃

行幸行幸ハ書ハ乃へ書ハ法皇とも今日ハ書しとも
行幸ハ記ハ記録ハ記しせる所又古今集ハ今上と乃
ハれくしやしくしくハさねハ相考ハ
書せるうたなきハ乃へしるべし

いふとるもハ拾遺集大後ハ撰乃る
人古今集ハ法皇と乃るとハんさん
やとも又遠ハ書るハ都て撰乃る
所乃ハ又ハもとより法皇と乃
さふらて作る

古今集ハ
為所後人さま〳〵作ると

[illegible]

さて姫法皇大井川御幸に右の延喜七年の事一二年のほどの師遊撰などの次てなれば出流してさる作者とあるは時代平仁いかくようこそ多へるなれ[illegible]

なほ考へて作者[illegible]

[illegible]て後延喜七年九月十日より今上法皇[illegible]

[illegible]

[illegible]

と云ふ事は年代記に論ず
されどもこの説とおもふ借事の
上卿と云ふ事は大納言以上の時
なりんの説なる延喜七年第二年
のなるべんとしては公信の右大
臣なる時は延喜三年 昌泰三年の
なるべき故公信上信と有いて書
見なるいつくこうとの事なるべ

書きは右大臣と信なれば上代
なるべ下 後世の人の記録上代
なる故信の時右大臣の人と上代と
なるべし
そもそも公信なるべ
かきて信は源氏物語なる
くの上達部なるも 北条家の公信
ともみ世のかわ
わきしいやうなるべ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

元年[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゆきいふんかたり拾遺集五百元方
貴きもたまさこのくふ御しきいふ
よかりしるんかるんかるん　拾遺集
ゆ人は意しきやなを見つるね
されとも志ん貴さもとも志れも
ふれは御ことを今上を序よひ
下してあさみしうふとりたに

おいろ如きをくさいやふふて右ん
二首あとの似つくしきる行次
○瓶原い山城國桐樂郡ゆ寧樂
より志ぐく都をうつさしれく巷
仁乃始とひしゝ而也
○ゆさてとい涌て泉ていをん梯也
泉川ハ何時見さとかさねいをん

料乃こゝにて古今序に見えたるのき
りしゝ家屋の反也攻定の儀にて
即ち去のとふもかなる也
○或説に故おくりかなる所に法
川とゝふ所にありしを也といふ
万葉集に泉川久尓の故の所に
くゝりきゝ必ずも右の一説よりなる

後記とゝ必ずしも記さゝて
序文の御後世所よりくゝふと
はゝ也万葉集中数百首の
序文にはくゝ乃御と所も
多し後世御作の一りてさのこな
ゝ侍ぬるなり

譜

祖父内舎人良國（冬嗣公子）父左中将利
基（高藤公孫）兼輔卿、延喜廿一年参議
左中将如元延長五年従三位為中納言、五十、
八年兼右衛門督、兼平三年薨、五十七以上
公卿補任後撰ニ兼蒲冠ナクアリテ
後出仕ノ出ヲリヲリノカリテウル
ウルハシノ氣ニテ家ヲ賞ムベキ

延長八年十二月廿七日兼平五年
正月帰京せしより日記なし
大ようけ入り

跡見学園女子大学短期大学部図書館
☎03(3943)1368
1001958691